

五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱

令和3年7月1日

告示第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の公共施設等に対する命名権を民間事業者等に付与することにより、命名権者となる民間の資源やノウハウ等を活用した PPP（公民連携）を推進し、愛称が命名された施設等の魅力及び市民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化につなげる市の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ・パートナー 本市とネーミングライツ事業実施にあたり契約した法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成される団体
- (2) ネーミングライツ ネーミングライツ・パートナーが市の施設等の愛称を決定する権利（命名権）
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、市長がネーミングライツ・パートナーにネーミングライツを付与し、ネーミングライツを付与されたネーミングライツ・パートナーからその対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を得て、施設等の運営及び維持管理やその他市政運営に要する費用の一部に充てる事業
- (4) 愛称 ネーミングライツ・パートナーが命名した名称
- (5) パートナーメリット ネーミングライツ導入施設でネーミングライツ・パートナーが得られるメリット

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、条例、規則、要綱等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく条例、規則、要綱等に規定する施設等の名称を使用するものとする。

(対象施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、施設の性格、利用者数及びメディアに取り上げられる頻度等を勘案し、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部等市に一定のネーミングライツ料が見込める施設等とする。ただし、市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は対象外とする。

- 2 対象施設等の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、3年以上5年以下の期間とする。ただし、市長は、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を別に設定することができる。

(パートナーメリット)

第6条 パートナーメリットについては、ネーミングライツ導入施設ごとに施設の設置目的及び施設の関連法令等の規定を踏まえて適切に選定し、募集要項に記載することとする。

2 パートナーメリットは、ネーミングライツ・パートナー候補者と協議のうえ決定し、運用するものとする。

3 パートナーメリットの例としては、次の各号に掲げるものとする。

(1) 施設看板及び案内看板等の表示変更及び新設（法令に基づく規制及び施設構造等により制限される場合あり。）

(2) 印刷物等の記載変更（新規作成分を対象とする。）

(3) 広報誌、ホームページその他広報媒体による愛称の普及

(4) 施設運営に支障のない範囲での施設使用权

(愛称の条件)

第7条 愛称は、親しみやすさ、わかりやすさ及び呼びやすさを重視し、市民、施設等利用者、関係団体等の理解が得られるものとする。

2 市は、施設等の特性に応じて、特定の地名又はキーワードを含める等、希望する条件を設定できるものとする。

3 市は、利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記する等の措置を講ずることができるものとする。

(使用できない愛称)

第8条 ネーミングライツ・パートナーは、次の各号のいずれかに該当する愛称は使用することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの

(5) 美観風致を害するおそれのあるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(7) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(8) 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(9) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するもの又はそのおそれのあるもの

(10) 企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの

(11) その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(募集)

第9条 市長は、ネーミングライツ・パートナーの募集を、原則として公募で行うものとする。

2 前項の公募は、市ホームページ等により行うものとする。

3 ネーミングライツ料その他必要な事項については、対象となる施設等ごとのネーミン

グライツ・パートナー募集要項で定めるものとする。

4 前項の募集要項には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ネーミングライツ事業を実施する施設の種類及び名称
- (2) ネーミングライツ事業を実施する施設の所在地
- (3) 付与する権利の内容（パートナーメリット）
- (4) 希望ネーミングライツ料
- (5) 希望ネーミングライツ付与期間
- (6) 募集方法及び募集期間
- (7) 選定の方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項
（応募）

第10条 ネーミングライツ事業に応募する資格を有する法人は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備える法人とし、個人での応募はできないものとする。

2 ネーミングライツ・パートナーへ応募できる法人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 市の指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、地方税を滞納していないものであること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）に該当しない者であること。
- (5) その他市長が適当でないとする者
- (6) 団体の場合は、団体を構成するすべての法人等が前項の応募資格を有すること。

3 ネーミングライツ・パートナーに応募する者は、ネーミングライツ・パートナー申込書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (3) 直近3事業年度分の財務諸表
- (4) 直近3事業年度分の国税（法人税及び消費税）、県税・市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること）。
- (5) その他市長が必要とするもの
（審査機関）

第11条 ネーミングライツ事業に係る審査は、副市長、五所川原市広告掲載要綱（平成20年五所川原市告示第32号）第5条に規定する広告掲載審査会委員及び対象施設を所管する部長で組織する五所川原市ネーミングライツ審査委員会が行い、事務局を総務部管財課に置く。

2 審査会の会長は副市長をもって充て、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長の職にある者がその職務を代理するものとする。

（会議）

第12条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、ネーミングライツ・パートナーの応募があったとき又は必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会の会長が緊急を要する又は必要と認めた場合は、委員に回議して、会長の決裁を受けることにより、審査会の審査に代えることができるものとする。

6 議長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に施設等を所管する部局及び指定管理者等の関係団体やその他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（審査項目及び審査基準）

第13条 以下の審査項目及び審査基準をもとに総合的に審査を行い、ネーミングライツ・パートナー候補者を決定する。なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において審査を行うものとする。

審査項目	主な審査基準
応募者	<ul style="list-style-type: none">・ 応募資格は適正か・ 財務状況及び経営状況は安定しているか・ 地域社会への貢献度はどうか・ 施設と応募団体等の理念、事業内容がマッチしているか
応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none">・ ネーミングライツ事業の目的に沿っているか
愛称	<ul style="list-style-type: none">・ 市民に親しみやすく、呼びやすいものか・ 施設の管理運営に支障は生じないか・ 施設を利用する競技団体等の活動に支障は生じないか・ 施設のイメージと合っているか
ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none">・ 実現可能な対価か・ 市の希望に応じた対価か
契約期間	<ul style="list-style-type: none">・ 安定したネーミングライツ事業の運用が図られる期間か・ 市の希望に応じた期間か

（審査会による付帯意見）

第14条 審査会は、ネーミングライツ・パートナー候補者が提案した愛称に対し、意見を付することができる。

（ネーミングライツ・パートナー候補者との協議）

第15条 ネーミングライツ・パートナー候補者決定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項等について協議を行う。なお、協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行うこととする。

（決定及び通知）

第16条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及びネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

2 市長は、第10条の規定により応募した者に対し、採用又は不採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー採用（不採用）決定通知書（様式第2号）により通知し

なければならない。

(契約)

第17条 市長は、ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書により通知を受けた者と契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第18条 当該ネーミングライツ事業に係る施設等の案内看板のうち、市が設置しているものの表示名変更に係る経費その他の経費については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。ただし、表示名変更等の対象となる施設案内看板及び新たに設置する施設案内看板については、必要に応じて市長及びネーミングライツ・パートナーの協議により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長及びネーミングライツ・パートナーは、協議により費用負担区分を変更することができるものとする。

3 新たに施設案内看板等を設置する場合、ネーミングライツ・パートナーは五所川原市行政財産使用料徴収条例（平成17年五所川原市条例第62号）及び五所川原市財産規則（平成17年五所川原市規則第56号）に定める行政財産の目的外使用に係る許可を受け、ネーミングライツ料とは別に使用料の納付をしなければならない。

4 契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(ネーミングライツ料の納入)

第19条 ネーミングライツ・パートナーは、五所川原市会計事務規則（平成17年3月28日五所川原市規則第44号）に定める納入通知書により、当該年度分のネーミングライツ料を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、市長及びネーミングライツ・パートナーは、協議により支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(指定管理者との協議)

第20条 ネーミングライツが付与された施設等が指定管理者制度導入施設の場合、市長、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーは、愛称の使用に関し必要な事項について協議することとする。

(青森県屋外広告物条例の遵守)

第21条 市長及びネーミングライツ・パートナーは、対象施設並びに施設案内看板等への愛称の表記については、青森県屋外広告物条例（昭和50年12月22日青森県条例第45号）の規定を遵守しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第22条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、市長が特に必要と認める場合を除き、行えないものとする。

2 市長は、愛称の変更を必要と認める場合は、変更の可否についてネーミングライツ・パートナーと協議することとする。

3 前項の場合において、指定管理者制度導入施設においては、ネーミングライツ・パートナー及び指定管理者と協議することとする。

(愛称の周知)

第23条 市長は、命名された愛称について、市民、利用団体等の関係機関への周知に努

めるものとする。

(契約の解除)

第24条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難なときは、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ付与契約解除申出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが、法令等に違反し、又は違反するおそれのあるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書(様式第4号)によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合であっても、第19条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

(ネーミングライツ付与期間更新の申込み等)

第26条 ネーミングライツ・パートナーが、当該契約の期間の更新を希望するときは、ネーミングライツ・パートナー更新申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して、当該契約の期間満了日の6月前までに市長に申し込まなければならない。

2 前項の申請に係る審査並びに決定及び決定に係る通知については、第11条及び第16条の規定を準用する。

3 前2項の規定により、契約の更新を決定したときは、第9条の規定による募集は行わない。

(庶務)

第27条 審査会の庶務は、総務部管財課において行う。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。